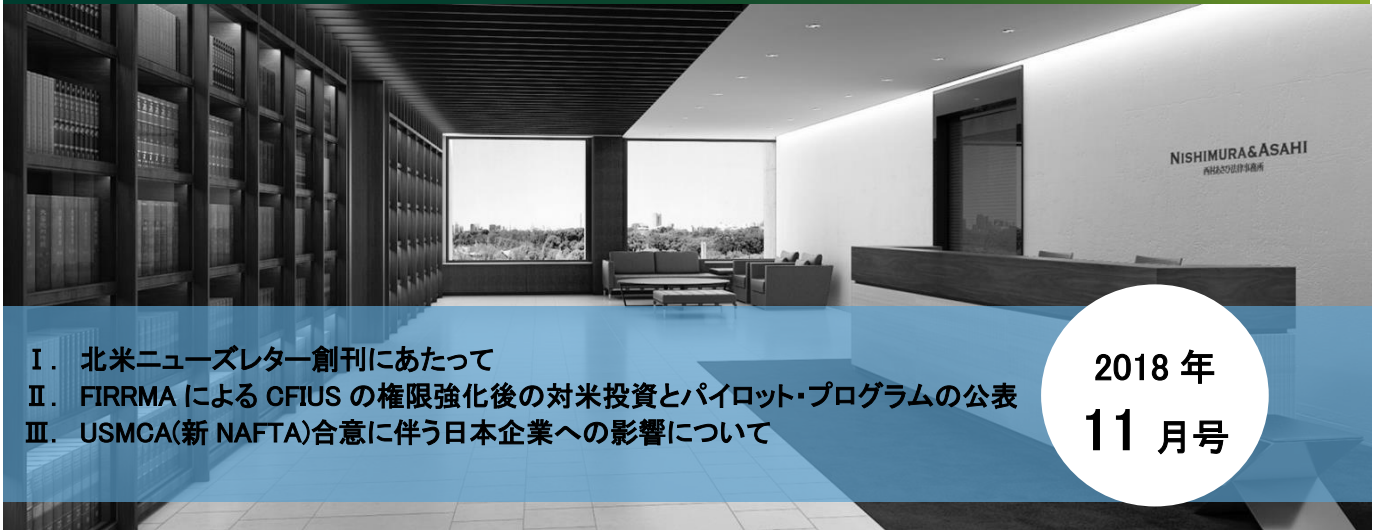


## 北米ニューズレター



- I. 北米ニューズレター創刊にあたって
- II. FIRRMAによるCFIUSの権限強化後の対米投資とパイロット・プログラムの公表
- III. USMCA(新NAFTA)合意に伴う日本企業への影響について

2018年  
11月号

### I. 北米ニューズレター創刊にあたって

去る10月19日、ニューヨーク事務所が正式にオープンしました。昨今のますます増加する北米・中南米地域における需要を受け、日本企業の皆様に一層お役に立つべく、新規開設を決めた次第です。当地への常駐者のみで間もなくパートナー3名、カウンセラー・アソシエイト6名、計9名の弁護士を擁する規模となります。これは、「成功させるために必要な人材を惜しみなく投下する」という当事務所全パートナーの決意の表れでもあります。

ニューヨーク事務所では、現地駐在弁護士による距離的優位性と時差的優位性を最大限活用して、北米・中南米全域におけるきめ細やかなサービス提供が可能となります。また独立系法律事務所が国際的に連携するために結成されたLexMundiの緊密なネットワークを活用することで、北米・中南米のほぼすべての州と国において一流のローカル事務所をただちに起用できる体制を確保しています。これらにより、多くの日本企業の皆様から、ニューヨーク事務所が北米・中南米地域におけるビジネス活動の欠かせないパートナーであるとも一日も早く認められるよう、あらゆる努力をする決意です。

その一環として、日本企業の皆様に北米におけるホットなリーガルピックをいち早くお届けするために、ニューヨーク事務所所属する弁護士が中心となり、本ニューズレターを発行することといたしました。現地に根付いたニューヨーク事務所だからこそ得られる価値のある情報を、幅広い分野にわたってスピーディにお知らせすることで、皆様の事業活動の一助となることができましたら幸いです。



西村あさひ法律事務所  
ニューヨーク事務所 執行パートナー  
弁護士 山口 勝之

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニューズレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (Tel: 03-6250-6201 E-mail: [newsletter@jurists.co.jp](mailto:newsletter@jurists.co.jp))

## II. FIRRMA による CFIUS の権限強化後の対米投資とパイロット・プログラムの公表

執筆者: 辰巳 郁、浦野 祐介

2018 年 8 月、米国内への投資を国家安全保障の確保の観点から審査する対米外国投資委員会(the Committee on Foreign Investment in the United States。以下「CFIUS」といいます。)の権限を強化する外国投資リスク審査現代化法(the Foreign Investment Risk Review Modernization Act of 2018。以下「FIRRMA」といいます。)がトランプ大統領の署名によって成立<sup>1</sup>、10 月 10 日には FIRRMA の規定に基づくパイロット・プログラムが公表されました。今後の変更がなければ、このパイロット・プログラムは 11 月 10 日からその適用が開始されます。

近時、わが国の企業でも海外子会社の売却に際して CFIUS の承認が得られなかった旨を公表した事例もあるなど、CFIUS は日本企業が米国で事業を営む企業への投資を行い、また、そのエグジットを実施する際には重大な制約要因となり得るものです。また、今般の FIRRMA による制度改革に伴い、パイロット・プログラムの下では一定の場合に事前に CFIUS への対応が義務づけられ、違反した場合には取引金額を上限とする民事罰を受ける可能性もあるなど、より一層の留意が必要となります。

以下では、この制度改革の概要や、日本企業への影響について、ポイントを絞って解説します。

### 1. CFIUS とは

わが国においては、一般に外国投資家が一定の業種に関して投資を行う場合、政府は外国為替及び外国貿易法(外為法)に基づき投資計画を審査し、日本の安全保障に問題がある場合等においては、投資計画の変更や中止を求めることができます。

CFIUS はこれに類似した機能を果たす政府の機関として米国連邦政府内に設置された省庁横断的な組織であり、米国内への投資に対する規制を定めた国防生産法(the Defense Production Act of 1950)721 条のいわゆるエクソン・フロリオ条項修正条項に基づき、国家安全保障に脅威を与える懸念のある案件を審査する権限を持ちます。CFIUS が国家安全保障上の脅威があると判断した場合、その投資は最終的に大統領の判断によって中止させることができます。

CFIUS における手続は、当事者による申請または職権により開始されます。手続は大きく一次的な審査(review)と二次的な調査(investigation)とに分かれ、案件が承認された段階で手続が終了します。審査の手続において国家安全保障に対するリスクがあると判断された場合は調査の手続に進み、主として国家安全保障上のリスク軽減措置に関する合意(mitigation agreement)の内容を中心に検討が行われ、リスクがないと判断された場合や軽減措置に関する合意が成立した場合には、案件が承認されます。軽減措置に関する合意の内容は、案件の特性に応じて非常に多岐にわたりますが、CFIUS がこれまで公表したのものには、以下のものが含まれます。

- ・ 特定の技術・情報へのアクセスを、権限を与えられた特定の者のみに制限する
- ・ コンピュータ・サーバの分離による情報を遮断し、ウォールを設置する
- ・ 軽減措置合意の遵守を確保するために社内に委員会を設置する
- ・ 米国政府との契約および米国政府に関する顧客情報その他のセンシティブ情報の取扱いに関するガイドラインを規定する
- ・ セキュリティ・オフィサーや取締役として米国政府が承認する者を任命する
- ・ 特定の製品・サービスの取扱いを米国市民のみに認め、特定の製品・サービスの所在を米国内のみに限定する
- ・ 国家安全保障上の問題が生じた場合の米国政府への通知を義務づける
- ・ 一定の事業上の判断について米国政府の関与を確保する(国家安全保障上の懸念がある場合に米国政府が異議を申し立てる)
- ・ 案件完了後のモニタリング(年次報告書の提出、第三者による企業内部監視)や監査等の措置を講ずる
- ・ 懸念される特定の製品、サービス、事業を案件の対象から切り離す

調査手続においても案件が承認されない場合、CFIUS は大統領に対して国家安全保障上の脅威の存在について報告し、案件の取扱いについて勧告を行います。大統領は、勧告後 15 日以内に案件を承認するか、停止または禁止するかを決定します。大統領は CFIUS の勧告に従う義務はありませんが、これまで従わなかった事例は存在しないといわれています。CFIUS の裁量は

<sup>1</sup> より厳密には、John S. McCain National Defense Authorization Act for Fiscal Year 2019 の一部に含められる形で成立したものです。

広範に認められており、CFIUS の審査・調査の過程や判断理由は公表されません。また、大統領が下した判断は司法判断に服しません。

過去に大統領が CFIUS の勧告を受けて投資案件を停止または禁止した事例は、以下の事例を含む 5 件であり、いずれの事案でも中国企業が取引の当事者となり、または中国企業の関与が指摘されています。

- ・ 2018 年 3 月:Broadcom(シンガポール)による Qualcomm(米国:半導体)買収に関する禁止命令
- ・ 2017 年 9 月:Canyon Bridge Capital Partners(中国)による Lattice Semiconductor(米国:半導体)買収に関する禁止命令
- ・ 2016 年 12 月:Fujian Grand Chip Investment(中国)による Aixtron(ドイツ:半導体)買収に関する禁止命令

大統領による命令は公表の対象となるため、実務上は、調査手続を経て CFIUS が中止等の勧告を行う段階で、当事者は自主的に案件を中止します。当事者が自主的に案件を中止した旨が報道された最近の事例としては、以下のものが挙げられます。

- ・ 2018 年 2 月:Hubei Xinyan(中国)による Xccera(米国:半導体)の買収
- ・ 2018 年 1 月:Ant Financial Services(中国)による MoneyGram International(米国:金融)の買収
- ・ 2016 年 8 月:San'an Optoelectronics(中国)による Global Communications Semiconductors(米国:半導体)の買収

CFIUS は、取引の完了後であっても審査を開始し、取引の撤回を大統領に勧告できることとされています。当事者が任意に申請を行わない場合には、その完了後に取引の撤回を余儀なくされるリスクがあるため、米国における事業の買収や売却を行うに際して米国の国家安全保障上何らかのリスクが懸念されるのであれば、CFIUS に関する対応を行うことも多くなっています。たとえば、2015 年は当事者の申請件数は 147 件、調査が行われた案件は 51 件でしたが、2017 年は申請 238 件、調査 167 件と顕著に増加しています。

CFIUS は、国家間の関係や政治的思惑の影響を受けやすいこと、当事者が提出した資料・情報のみに基づく検討ではなく、国家機密や他国から得た機密情報等の当事者が把握していない情報も踏まえた検討が行われること、従前の案件における CFIUS の検討内容が公表されないこと等により、取引の当事者にとっては不透明な部分が多いと考えられます。CFIUS の判断は取引実行の可否、条件、スケジュール等にも大きな影響を及ぼし得るところ、これを見越してあらかじめ一定の契約上の対処も必要になることから、米国における事業の買収や売却を行うに際して米国の国家安全保障への影響が少しでも懸念される場合には、早期に専門家に相談すべきと考えられます。

## 2. FIRRMA による CFIUS 制度改革の概要

このような状況の下で、2018 年 8 月、CFIUS の権限を強化する FIRRMA が成立しました。FIRRMA は、米国内への投資の審査対象を拡大し、申告制度を創設した上で一定の場合には申告を義務づけるなど、CFIUS の権限を大幅に強化する内容となっています。その主な内容は以下のとおりです。

### (1) 審査対象取引(covered transaction)の拡大

これまで CFIUS における審査対象となる取引は、外国人(外国法人を含みます。以下同じ)が合併・買収等により米国事業の支配(control)を取得することとなる買収案件(any merger, acquisition or takeover)に限定されていました。「支配」は、エンティティの重要事項を直接・間接に決定できる権限と広く定義され、いわゆるマイノリティ出資を行うに過ぎない場合でも支配を取得したと判断される余地はありましたが、いずれにせよ支配の取得が生ずることが前提とされてきました。

しかし、FIRRMA により、支配の取得に至らない取引であっても、大きく分けて以下の 2 つの要件(①投資対象事業要件、②外国人関与要件)を満たす場合には、CFIUS の審査対象に含められることとなりました。

①の投資対象事業要件は、投資の対象となる米国事業が、以下のいずれかに該当する場合に満たされます。

- (i) 重要インフラ(critical infrastructure)を保有、運営、製造、供給またはサービス提供する事業
- (ii) 重要技術(critical technology)を生産、設計、試験、製造、製作または開発する事業
- (iii) 米国の国家安全保障を脅かす形で悪用される可能性のある米国市民の機微にわたる個人データ(sensitive personal data)を保持または収集する事業



(i)の「重要インフラ」は、物理的か仮想的かを問わず米国にとって極めて重要なシステムまたは資産であって、使用不能となり、または破壊されると国家安全保障を弱体化させる影響を及ぼすものと定義されていますが、詳細は規則で定められます。

(ii)の「重要技術」には、一定の取引規制の対象となる軍需品類や輸出規制の対象となる物品類、原子力施設・設備、原子力物質、規制対象となる化学物質・毒類のほか、最先端の基礎的技術(emerging and foundational technologies)も挙げられています。その具体的な内容は、米国の輸出管理規制を強化する輸出管理改革法(the Export Control Reform Act of 2018)<sup>2</sup>の規定に従い、大統領と関連省庁間の協議や、パブリックコメントの процедуруを通じて決定されることとなっており、今後産業界からの要請等も踏まえてどのような技術が対象となってくるかが注目されます。

(iii)の「機微にわたる個人データ」は具体的には定義されていないため、その範囲は必ずしも明確ではありませんが、従前の実務を前提とすれば、金融、信用、健康・医療、保険等に関する個人データと解釈される可能性が高いと考えられます。

②の外国人関与要件は、米国事業への投資を行う外国人がその投資により以下のいずれかに該当することとなる場合に満たされます。

- (a) 対象となる米国事業が保有している未公表の重要な技術情報にアクセスできるようになること
- (b) 対象となる米国事業に係る取締役会やこれに相当する機関の構成員やオブザーバーとなり、またはその指名権を得ること
- (c) 議決権行使以外の方法により、米国事業に関する実質的な意思決定への関与が可能となること

そのため、実務上は、前記①の投資対象事業要件を満たす米国事業を投資の対象とする場合、契約内容を検討し、または、相手方当事者との交渉を行うに際して、これらの要件を念頭に置いた上で検討を進めるべき場合もあると考えられます。

なお、FIRRMA では、外国人が投資ファンドである場合には、もっぱら米国のジェネラル・パートナーにより運営され、外国人であるリミテッド・パートナーの投資判断に関する権限が制限されているといった一定の要件を満たす限り、審査対象から除かれる旨の改正も行われています。

前記①・②の要件を満たす取引のほかにも、FIRRMA では、外国人の米国内における空港・港湾部の不動産や軍事施設に所在または近接する不動産の取得、賃借等の不動産取引が、米国事業の有無にかかわらず審査対象とされます。ただし、CFIUS は従前から一定の不動産取引を審査対象としており、実務上の影響は限定的と考えられます。

これらの拡大された審査対象における「外国人」(foreign person)の詳細は、CFIUS の規則により定められることとされています。CFIUS は一定の外国人による投資に限って審査対象とするための基準を設けるとされ、規則では、米国の親密な同盟国に属する投資家は外国人から除外される(その結果、その者による取引は拡大された審査対象に該当しないこととなる)可能性があります。

さらに、外国人が投資対象である米国事業に関する権利の変更により、支配を取得し、または、前記①・②の要件を満たすこととなる場合、その他 CFIUS の手続を回避または忌避するために計画または企図された取引も明示的に審査対象に含めることとされました。これらの潜脱的な取引を捕捉するために設けられた規定がどのように運用されることとなるか、今後の実務の動向を注視する必要があります。

## (2) 届出の手続に関する改正

米国事業への投資を行う当事者は、任意に CFIUS への届出(notice)を行い、その承認を得ることができます。従前、CFIUS は、届出受理後 30 日以内に一次的な審査を行い、その中で案件が承認されない場合には、さらに二次的な調査を 45 日以内で実施することとされていました。FIRRMA により、審査の期間が 30 日から 45 日に延長され、また、調査の 45 日の期間は特別な状況において 15 日間延長できることとされました。これにより、CFIUS における審査・調査に要する期間は最大 75 日から最大 105 日に変更されることとなりました。もっとも、従前から手続上の期間制限の下で適時に承認を得られない結果となることを避け、正式な手続において円滑に承認を得られやすくするため、あらかじめ CFIUS に届出書のドラフトを提出するプレファイリングが行われる場合も多く、また、正式な届出受理後でも当事者が任意に(あるいは CFIUS の事実上の要請を受けて)届出を取り下げ、内容を修正した上で改めて届出を行うこともあり、これらの法定の期間は目安に過ぎないと考えられます。

また、従前は届出費用はかかりませんでしたが、FIRRMA において、取引金額の 1%または 30 万ドル(この金額はインフレに合わせて毎年調整されます。)のいずれか低い金額を上限とする届出費用が必要となりました。

<sup>2</sup> FIRRMA と同様、より厳密には、John S. McCain National Defense Authorization Act for Fiscal Year 2019 の一部として成立したものです。

### (3) 簡易な申告制度の創設と義務づけ

前記のとおり、従前から CFIUS の審査対象となる取引の当事者は任意に届出を行うことがありましたが、届出に必要な資料は膨大で準備の負担が大きいと、FIRRMA においては「申告」(declaration)という簡易な手続が創設されました。申告は原則として 5 頁以内の書面を提出することによって行われることとされています。また、申告費用はかかりません。CFIUS は、申告の受理から 30 日以内に、①正式な届出を行うよう要請する、②手続を完了できなかった旨を通知する、③審査を開始する、または、④手続を完了(取引を承認)した旨を通知する、のいずれかの対応を行うこととされています。

申告制度の創設により、従前より簡易な手続の下で案件の承認を得られる可能性があり、国家安全保障上の影響が存在しないか、またはその懸念が小さい案件においては、取引の完了までの手続に要する期間を短縮できる可能性もあります。他方で、申告の受理後の対応には CFIUS の幅広い裁量が認められているため、いったん申告を行った後に届出が必要とされ、その間の時間を浪費することを避ける観点からは、当初から届出を行うことも考えられます(後記(5)も参照)。

申告は届出と同様、原則として任意とされていますが、FIRRMA は、CFIUS がその規則により、当事者に取引完了の 45 日前までに申告(または当事者の選択により届出)を行うように義務づけることを認めています。

具体的には、外国政府が実質的な持分(substantial interest)を有する外国人が重要インフラ、重要技術または米国市民の機微にわたる個人データに関する米国事業の実質的な持分を得ることとなる場合が挙げられています。なお、「実質的な持分」の詳細は規則で定められます。また、CFIUS がその規則により、重要技術に関する米国事業に対する投資について事前の申告を義務づけることが認められています。

### (4) 施行に向けたスケジュール

FIRRMA のうち、審査期間の延長等の規定は成立と同時に発効していますが、多くの規定は成立から 18 か月後(2020 年 2 月 13 日)または CFIUS による規則等の公表後 30 日のいずれか早い日から施行することとされています。また、CFIUS は、FIRRMA の未発行の規定を試験的に適用するためのパイロット・プログラムを実施することができるとされています。

### (5) パイロット・プログラムの公表とその内容

前記(4)の規定に基づき、2018 年 10 月 10 日、パイロット・プログラムの実施のための暫定規則が公表されました。パイロット・プログラムは、今後の変更がない限り 11 月 10 日から適用されることとなります。

パイロット・プログラムの実施により、外国人が支配を取得し、または、前記(1)の②外国人関与要件を満たす投資の対象となる米国事業が重要技術を生産、設計、試験、製造、製作または開発するものであり(すなわち、前記(1)の①のうち特に(ii)の要件を満たすものであり)、かつ、その重要技術が【表】記載の 27 の産業分類(「パイロット・プログラム産業」(Pilot Program Industries))のいずれかにおける活動に関連して利用され、または、特にそのいずれかにおける使用のために設計されるものである場合には、その取引の当事者は申告(または届出)を行う必要があります。

【表】パイロット・プログラム産業

産業	NAICS コード
航空機製造業	336411
航空機エンジンおよびエンジン部品製造業	336412
アルミナ精製および一次アルミニウム製造	331313
ボールベアリング、ローラーベアリング製造業	332991
コンピュータ記憶装置製造業	334112
コンピュータ製造業	334111
誘導ミサイル、ロケット製造業	336414
誘導ミサイルおよびロケット推進ユニット、推進ユニット部品製造業	336415
装甲車、タンク、タンク部品製造業	336992
原子力発電所	221113
光学機器、光学レンズ製造業	333314

産業	NAICS コード
その他の基礎的無機化学製品製造	325180
その他の誘導ミサイルおよびロケット部品、補助装置製造業	336419
石油化学製品製造業	325110
粉末冶金部品製造業	332117
配電特殊変圧器製造業	335311
一次電池製造業	335912
ラジオ、テレビ放送、無線通信機器製造業	334220
ナノテクノロジーの調査研究業	541713
バイオテクノロジーの調査研究業(ナノバイオテクノロジーを除く)	541714
アルミニウム第二次製錬および合金製造業	331314
探査、検知、航行、案内、航空、航海システムおよび装置製造業	334511
半導体および関連装置製造業	334413
半導体機械製造	333242
蓄電池製造業	335911
電話機器製造業	334210
タービンおよびタービン発動機製造業	333611

パイロット・プログラムの適用は、特定の国に属する外国人に限定されておらず、日本人や日本企業も対象となっています。また、【表】記載のパイロット・プログラム産業は広範であり、その中には一見すると国家安全保障への影響が限定的であるように見受けられるものも含まれることに留意が必要です。

パイロット・プログラムの下では、外国人が対象となる事業の支配を取得することで申告が義務づけられる場合において、申告を行ってCFIUSの承認を得たとしても、その後の追加的な持分の取得等の取引については改めて申告を行う必要が生じ得ることとされています。これに対して、申告に代えて届出を選択し、CFIUSの承認を得ることができれば、同じ当事者による追加的な持分の取得等の取引はセーフハーバーの対象となり、再度の手續は不要となります。そのため、追加的な取得が見込まれる事案においては、準備に必要となる負担やスケジュールを勘案した上で、申告に代えて届出を選択すべき場合もあると考えられます。

なお、パイロット・プログラムは、2018年11月10日以前に取引が完了する案件には適用されませんが、取引の重要部分を規定する法的拘束力のある契約の締結が10月11日以降に行われる場合(であって、かつ、取引が11月10日以降に完了する場合は)は適用の対象となります。申告の期限は、11月10日から12月25日までの間に取引が完了する場合は11月10日かその直後、12月25日より後に取引が完了する場合は完了の45日前とされています。申告に必要な情報は多岐にわたっている一方で、前記(3)のとおり、書面の長さは原則として5頁以内とされていることにも留意が必要になります<sup>3</sup>。

また、申告の義務に違反した当事者は取引金額を超えない金額の民事罰の対象になるとされていることから、案件の規模によっては甚大な影響が生じ得ることにも留意が必要です。

### 3. 実務への影響・日本企業への示唆

従前からCFIUSの審査・調査の過程はブラックボックスといわれており、当事者の予測可能性を確保することが難しい部分がありましたが、FIRRMAによりCFIUSの権限が強化されることで、米国内における事業への投資またはその売却を検討する当事者は、相手方の選定や取引実行の可否・条件、スケジュール管理等において、より不安定な要素を抱えることとなります。

もちろん、CFIUSの審査・調査の過程において、米国と親密な関係にある日本を含む同盟国に属する者が主たる懸念の対象とされる可能性は低く、基本的には中国その他の特定の国に属する者が当事者となる取引について、より慎重な検討が行われることになるものと考えられます。そのため、実務上日本企業により大きな影響が生ずるのは、日本企業が米国内における事業を買収する場面よりも、日本企業が保有する米国内における事業を売却する際に、これらの特定の国に属する者を相手方とする場面と考えられます。

もともと、日本企業が米国内における事業を買収する場面においても、少なくともFIRRMAによる改革後の制度の運用状況が明らかになるまでの間は、CFIUSへの対応を疎かにすべきではありません。特に、航空、防衛、エネルギー、保険・金融、個人情

<sup>3</sup> 申告書のひな型は、CFIUSのウェブサイトで見ることが見込まれています。



報を取り扱う事業、AI や自動運転等の最先端の技術分野における事業が投資の対象に含まれる場合には、慎重に検討を進める必要があります。また、FIRRMA の下で CFIUS への申告が義務づけられた一定の取引を行う場合も、申告を適時に行うためには、あらかじめ入念に準備を進めておく必要があります。

いずれにせよ、FIRRMA の全面施行に向けては未だ明らかになっていない事項も多く、また、パイロット・プログラムの適用開始後の状況についても不透明な要素が多いことから、引き続き注視が必要になります。



たつみ かおる  
**辰巳 郁**

西村あさひ法律事務所 ニューヨーク事務所 弁護士

[k\\_tatsumi@jurists.co.jp](mailto:k_tatsumi@jurists.co.jp)

2005 年弁護士登録。2013 年ニューヨーク州弁護士登録。2012-2013 年 Kirkland & Ellis LLP(シカゴ)出向。2013-2015 年法務省民事局(会社法担当、商事課併任)出向。国内外の M&A、組織再編等に多数関与。株主総会、コーポレート・ガバナンス、危機管理等を含む一般企業法務にも幅広く従事。会社法、金商法を中心とする法制度や実務運用の在るべき形についても積極的に発言。2018 年 10 月よりニューヨーク事務所所属。



うらの ゆうすけ  
**浦野 祐介**

西村あさひ法律事務所 ニューヨーク事務所 弁護士

[y\\_urano@jurists.co.jp](mailto:y_urano@jurists.co.jp)

2006 年弁護士登録。2015-2016 年 Schulte Roth & Zabel LLP(ニューヨーク)出向。国内外の M&A やコーポレート・ガバナンス対応等のコーポレート案件、独占禁止法対応や社内調査を含む危機管理案件、訴訟・紛争案件等企業法務全般を担当。2018 年 10 月よりニューヨーク事務所所属。

### Ⅲ. USMCA(新 NAFTA)合意に伴う日本企業への影響について

執筆者: 梅田 賢、田中 伸祐

#### 1. はじめに

1994 年 1 月 1 日に発効した北米自由貿易協定(North American Free Trade Agreement。以下「NAFTA」といいます。 )は、アメリカ・カナダ・メキシコの北米三か国の経済的連携を強め、NAFTA による恩恵を活用することを狙って、自動車関連企業をはじめ、多くの日本企業がアメリカより賃金水準の低いメキシコ等に進出するきっかけとなりました。しかしながら、NAFTA の内容がアメリカの利益を不当に害していると主張するアメリカのトランプ大統領の就任後、NAFTA の内容についての再交渉が行われ、2018 年 10 月 1 日に、NAFTA に代わる新しい協定として、米国・メキシコ・カナダ協定(United States-Mexico-Canada Agreement。以下「USMCA」といいます。 )が合意されました。本ニューズレターでは、NAFTA と比較した場合の USMCA の主な改正点及び USMCA 合意に伴う日本企業への影響について、ご紹介します。

#### 2. NAFTA 再交渉の経緯

アメリカのトランプ大統領は、大統領選挙の際から NAFTA の再交渉やアメリカでの製造業の国内回帰を公約に掲げており、例えば、複数の国で調達した部品を用いて自動車を製造する場合など、複数の国にわたって生産が行われる物品の原産地を決定するためのルールである原産地規則をはじめ、NAFTA の内容の見直しを行うことを至上命題としてきました。また、NAFTA の発効から既に 20 年以上が経過しており、これまでに生じた問題に対処し、内容を現代化する要請もありました。トランプ大統領が就任した 2017 年から 2018 年にかけて北米三か国で協議が行われた結果、2018 年 8 月 27 日にアメリカ及びメキシコの二国間での大筋合意が成立し、その後、引き続きカナダとも交渉が行われた結果、2018 年 10 月 1 日に USMCA が合意されました。

USMCA は、国家間での条約となるため、今後、各国での批准手続がなされる必要があります。各国の批准手続に時間を要することから、実際の効力発生日は 2020 年 1 月以降になるものと予想されています。また、USMCA は NAFTA に代わる新しい協定ですが、USMCA が各加盟国において批准し、発効されるまでは、引き続き現行の NAFTA が効力を有するものとされています。

### 3. NAFTAと比較した場合のUSMCAの主な改正点

NAFTAと比較して、USMCAにおいて改正された点は多岐に及びますが、日本企業に関連する主要な点としては、①原産地規則の厳格化、②乗用車及び自動車部品の輸出枠制限の付与、③投資家対国家の紛争処理手続の変更、④16年間の有効期限の新設、⑤為替条項の新設、⑥非市場経済国との自由貿易協定(Free Trade Agreement。以下「FTA」といいます。)に関する条項等が挙げられます。

#### (1) 原産地規則の厳格化

NAFTAの再交渉の過程で大きく報道がなされていたとおり、北米に進出する日本企業に大きく影響を与える点としては、原産地規則の厳格化が挙げられます。とりわけ、自動車については、原産地規則を定めたChapter 4 Rules of Originに、詳細な条件が規定されています(Chapter 4 Appendix to Annex 4-B)。乗用車及び軽トラックについては、USMCA域内取引に関税が課されない条件として求められる域内での付加価値基準(Regional Value Content)が、2020年1月1日(USMCA効力発生日の方が遅い場合はその日付)から段階的に引き上げられ、原則、2023年1月1日(USMCA効力発生日から3年が経過した日の方が遅い場合はその日付)から、75%とすることを定めています(Article 4-B.3.1)。現行NAFTAの62.5%から大幅に引き上げることとなり、USMCA域内での生産を推奨するための措置が取られることとなりました。また、自動車部品についても、別途部品ごとの詳細な定めがありますが、いずれも域内での部材調達比率が段階的に引き上げられており、例えば乗用車や軽トラックに用いられるリチウムイオン電池や車体、ギアボックスといった中核部品の場合は、2023年1月1日(USMCA効力発生日から3年が経過した日の方が遅い場合はその日付)から、ネットコスト法(Net Cost Method)による場合は75%、トランザクション値法(Transaction Value Method)による場合は85%の付加価値が域内で生み出されている必要があります(Article 4-B.3.2)。

大型トラックについても、域内での付加価値基準が段階的に引き上げられる予定で、2027年1月1日(USMCA効力発生日から7年が経過した日の方が遅い場合はその日付)から、70%とすることが定められており、その自動車部品についても、乗用車及び軽トラックの場合と同じく、部品ごとに詳細な域内での部材調達率に関する定めがおかれています(Article 4-B.4)。

上記の詳細な基準とは別に、トランプ大統領が重視している鉄及びアルミニウムについては、自動車に関税を課さないための特別な条件が規定されております。具体的には、自動車メーカーが使用する鉄及びアルミニウムの少なくとも70%はUSMCA域内産であることが必要とされており、USMCA域内の自動車にUSMCA域内で製造された鉄及びアルミニウムが使用されることを促す仕組みとなっています(Article 4-B.6)。

さらに、自動車を製造する場合に発生する労働コストにかかる詳細な規定も、USMCAにおいて定められています。乗用車の場合は、2020年1月1日(USMCA効力発生日の方が遅い場合はその日付)から段階的に引き上げられ、2023年1月1日(USMCA効力発生日から3年が経過した日の方が遅い場合はその日付)から、最低25%の付加価値は高賃金材料及び高賃金製造支出である必要があり、それらは時給16米ドル以上でUSMCA域内で製造される必要があること、最低40%はUSMCAが定めるLabor Value Content(LVC)を満たすこと等の詳細な時給条件が定められています(Article 4-B.7.1)。軽トラックや大型トラックについても、類似の規定が定められています(Article 4-B.7.2)。時給16米ドル以上という条件は、メキシコに比して労働者の賃金水準の高いアメリカ又はカナダでの生産を増やすことを狙った条項とされています。

USMCAの上記規定は、当初アメリカが乗用車への関税を課さない条件として域内での部材調達率を85%へと引き上げること等を主張していたという報道を前提とすれば、多少は米国が譲歩した形となっています。しかしながら、従前、北米以外の国から自動車部品を輸入し、賃金水準の安いメキシコで組み立てた上で完成車をアメリカに輸出している場合は、域内での調達率や時給の高いアメリカやカナダでの生産を増やすか、一定の関税を支払う必要が出てくることから、日本の自動車メーカーのサプライチェーンに影響を及ぼす可能性があります。

#### (2) 乗用車及び自動車部品の輸出枠制限の付与

USMCAでは、原産地規則の厳格化に加えて、乗用車等についてカナダ及びメキシコからアメリカへ関税なく輸出することができる年間の数量の制限が課されています。具体的には、カナダからアメリカへの輸出については、乗用車の数量が年間260万台に制限され、自動車部品は年間324億米ドルまでとされています(US Canada 232 Side Letter)。また、メキシコからアメリカへの輸出については、乗用車の数量が年間260万台に制限され、自動車部品は年間1080億米ドルまでとされています(US Mexico 232 Side Letter)。これらの規定は、上記の数量の枠内であれば、Trade Expansion Act of 2016のSection 232に基づく関税を課されないことをカナダ及びメキシコに対して認める一方、これらの枠を超えた場合は、Section 232に基づいて、今後は高率の関税が



課され得ることとなります。

### (3) 投資家対国家の紛争処理手続の変更

NAFTA においては、投資家対国家の紛争処理手続(ISDS)が定められており、NAFTA 加盟国において、加盟国の外国人投資家に対する差別的な事例等が行われた場合、投資家が国家に対して、いわゆる投資仲裁手続を求めることが可能となっていました。NAFTA においては、投資家対国家の紛争処理手続は比較的多く利用されていましたが、国内での裁判手続等を経ずに、直接、仲裁の場で投資家が国家に対して請求を求めることができる仕組みに対しては、賛否両論が唱えられていました。USMCA においては、この投資家対国家の紛争処理手続についても変更が加えられています。まず、アメリカ・カナダ間及びカナダ・メキシコ間については、投資家対国家の紛争処理手続が廃止されることになりました(Article 14.2.4)。アメリカ・メキシコ間については、二国間での投資家対国家の紛争処理手続条項が Chapter 14 Annex 14-D 及び 14-E で記載されているところ、投資仲裁の対象を、内国民待遇違反、最恵国待遇違反、収用及び補償に関する事案としつつ、他方で、投資による設立や買収の場合、及び間接収用については、当該手続の対象外としている点に特徴があります(Annex 14-D Article 3)。また、投資家対国家の紛争処理手続を求める前に、国内法上取り得る法的手段を尽くしておくことも求められました(Annex 14-D Article 5)。全体として、USMCA においては、投資家対国家の紛争処理手続が抑制的に使われることを狙った改正がなされています。

### (4) 16 年間の有効期限の新設

USMCA では、発効から 6 年以内に、USMCA についての共同レビューが行われることになりました。また、USMCA は、各当事国が更なる延長を望まない限り、発効から 16 年間で終了することが定められています(Article 34.7)。報道によれば、当初米国は、有効期限を 5 年間とすることを主張していた模様であり、本規定は、USMCA の頻繁な見直しを求めていた米国の主張を考慮して規定された条項と考えられます。

### (5) 為替条項の付記

USMCA では、新たに為替条項が設けられ、為替レートや国際通貨制度を操作して不当に競争上のアドバンテージを得ることを避けることが明記されました(Article 33.4)。米国のトランプ大統領は、日本や中国等が為替レートを不当に低くして自国の輸出を促しているとして、他国の為替政策に対する批判を行っており、本条項が USMCA 上明記されたことで、今後の日米間の通商交渉にも影響を与える可能性がある点は留意が必要です。

### (6) 非市場経済国との FTA に関する条項

USMCA においては、非市場経済国と FTA を締結する場合の手続に関する規定が定められています(Article 32.10)。具体的には、USMCA 加盟国が、非市場経済国と FTA の交渉を行う場合は、遅くとも交渉開始の三か月前には、他の USMCA 加盟国に対して、その旨を通知する義務があり、また交渉目的についてできる限り情報を開示する義務が定められています。さらに、FTA を締結する 30 日以上前に、他の USMCA 加盟国に、これらの FTA ドラフトの全文を開示し、USMCA 加盟国がレビューする機会を与えています。非市場経済国という名称が使われていますが、この定めは、トランプ大統領が現在、相次ぐ追加関税の賦課という「貿易戦争」を行っている中国を想定したものとも言われており、本条項により、USMCA 加盟国が、中国と FTA を締結することのハードルが一層高くなったといえます。この条項についても、今後の日米間の通商交渉等で同様の条項が求められる可能性もあることから、日中間の今後の通商関係等にも影響を与え得るものと考えられます。

## 4. おわりに

今回の USMCA 合意によって、アメリカのトランプ大統領が以前から主張していた、北米又はアメリカでの生産を促す姿勢が明確になりました。過去数年、多くの日本の自動車産業関連企業がメキシコに進出し、メキシコにおいて製造した自動車をアメリカに輸出してきましたが、USMCA の合意により、これらの日系企業に直接影響があることはもちろんのこと、USMCA の交渉過程において、カナダ及びメキシコがアメリカの要求に一定程度応じたことで、今後の日米間の通商交渉等にも一定の影響を与え得ることは留意が必要となります。



うめだ まさる  
**梅田 賢**

西村あさひ法律事務所 弁護士

[m\\_umeda@jurists.co.jp](mailto:m_umeda@jurists.co.jp)

2007年弁護士登録。2016年ニューヨーク州弁護士登録。2015-2016年 Debevoise & Plimpton LLP(ニューヨーク)、2016-2018年メキシコの法律事務所である Basham, Ringe Y Correa, S.C.(メキシコシティ・ケレタロ) 出向。国内外のM&A、一般企業法務、株主総会対応、商事紛争等の業務に従事すると共に、メキシコを中心とした中南米各国における日本企業の法務案件を担当。2019年2月より西村あさひ法律事務所 ニューヨーク事務所に所属予定。



たなか のぶひろ  
**田中 伸拓**

西村あさひ法律事務所 ニューヨーク事務所 弁護士 トレーニー

[n\\_tanaka@jurists.co.jp](mailto:n_tanaka@jurists.co.jp)

2010年弁護士登録。2017年スタンフォード大学ロースクール卒業(LL.M. in International Economic Law, Business & Policy)。2018年ニューヨーク州弁護士登録。2017-2018年 Paul, Weiss, Rifkind, Wharton & Garrison LLP(ニューヨーク)の Litigation Department 出向。国内外の独占禁止法、訴訟・紛争、通商法等の業務を中心として、クロスボーダー案件を多く担当。2018年10月よりニューヨーク事務所に所属。

西村あさひ法律事務所では、M&A・金融・事業再生・危機管理・ビジネスタックスロー・アジア・中国・中南米・資源/エネルギー等のテーマで弁護士等が時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。

バックナンバーは<<https://www.jurists.co.jp/ja/newsletters>>に掲載しておりますので、併せてご覧ください。

(当事務所の連絡先) 東京都千代田区大手町 1-1-2 大手門タワー 〒100-8124

Tel: 03-6250-6200 (代) Fax: 03-6250-7200

E-mail: [info@jurists.co.jp](mailto:info@jurists.co.jp) URL: <https://www.jurists.co.jp>